

国空乗 83 号 平成 21 年 5 月 29 日
国空航第 252 号 平成 23 年 10 月 3 日 (一部改正)
国空航第 122 号 平成 24 年 5 月 14 日 (一部改正)
国空航第 432 号 平成 24 年 9 月 3 日 (一部改正)

模擬飛行装置のみを使用して行うことができる
航空従事者技能証明の実地試験について

航空局安全部運航安全課長

航空法施行規則第46条の2の規定により実地試験の全部を模擬飛行装置で行う場合について、次のとおり定める。

模擬飛行装置の使用による実地試験の全部の実施（以下「SIM 化」という。）を認める課程又はコース（以下「課程等」という。）は、下記の要件に合致するものとして運航安全課長が認めた課程等とする。

記

1. 課程等及び実地試験で使用できる模擬飛行装置

航空法施行規則第238条の2の規定に基づき国土交通大臣からレベルDの認定を受けている模擬飛行装置又はレベルCの認定を受けている模擬飛行装置であって、運航安全課長がその使用を認めたものであること。

2. 承認手続

2. 1 対象とする課程等

対象とする課程等は、航空運送事業者、受託訓練を行う事業者又は防衛省（以下「航空運送事業者等」という。）が定める「操縦に2人を要する飛行機」に係る定期運送用操縦士及び准定期運送用操縦士の技能証明並びに定期運送用操縦士、事業用操縦士及び准定期運送用操縦士の型式限定並びに操縦に2人を要する飛行機に限定された操縦教育証明についての課程等とする。

2. 2 課程等の申請

承認を受けようとする者は、課程等について、教育訓練の実施者（訓練を委託する場合は、委託先を含む。）、訓練生の入所要件、内容及び方法、教官の要件、使用する模擬飛行装置等を記載した書類を運航安全課長に提出すること。なお、承認された後、承認された内容を変更する場合についても同様とする。

2. 3. 1 承認の基準

承認の基準は以下のとおりとする。ただし、操縦に2人を要する飛行機の型式限定を初めて取得する者に対する課程等（准定期運送用操縦士の技能証明についての課程等を含む。）については2. 3. 2による。

①模擬飛行装置における教官席の操作要領等が適切であること。

②6名以上の当該課程等の修了者（ただし、操縦に2人を要する飛行機に限定された操縦教育証明に係る課程等にあっては3名以上の当該課程の修了者と

する。) に対し、模擬飛行装置による実地試験を行い、うち1回で合格した者の数が修了者の数の80%以上(小数点以下切り捨て)であること。

なお、操縦に2人を要する飛行機に限定された操縦教育証明に係る課程等を除き、申請を行った航空運送事業者等が既に資格又は型式の異なる4課程等についてSIM化の承認がされている場合若しくは既に承認がされている課程等に係る変更申請において変更内容が軽微なものと認められる場合にあつては、上記①、②の確認を省略して承認をすることができるものとする。

2. 3. 2 操縦に2人を要する飛行機の型式限定を初めて取得する者に対する課程等に関する承認の基準

操縦に2人を要する飛行機の型式限定を初めて取得する者に対する課程等について、承認の基準は以下のとおりとする。

- ① 模擬飛行装置による実地試験に先立ち、12回以上の着陸を含む実機による訓練を実施すること。ただし、当該課程等が航空法第29条第4項の規定による指定を受けた航空従事者養成施設(以下「指定養成施設」という。)の課程等である場合にあつては、模擬飛行装置による実地試験後に12回以上の着陸を含む実機による訓練を実施することができる。
- ② 模擬飛行装置における教官席の操作要領等が適切であること。
- ③ 6名以上の当該課程の修了者(ただし、指定養成施設の課程等であつて、実地試験後に実機による訓練を実施する場合は、模擬飛行装置による訓練の修了者とする。)に対し、模擬飛行装置による実地試験を行い、うち1回で合格した修了者の数が、当該課程の修了者の数の80%以上(小数点以下切り捨て)であること。

なお、既に承認がされている課程等に係る変更申請において変更内容が軽微なものと認められる場合については、上記②、③の確認を省略して承認をすることができるものとする。

2. 4 承認をすることができない場合の措置

2. 3. 1②又は2. 3. 2③の実地試験において、要件を満足しない場合であっても、改善の見込みがあると判断される場合に限り、再度実地試験を行い、合格者数の確認を行うことができるものとする。

3. 教育訓練の適切性の確保

2. により承認を受けようとする課程等又は承認をした課程等については、次のとおり申請内容に係る調査を必要に応じて行い、所要の措置を講ずるよう指示することができる。ただし、当該課程等が指定養成施設の課程等である場合は、この限りでない。

承認をした課程等について、2. 3. 1又は2. 3. 2の基準を満たさなくなつたと認められたときには当該承認の取り消しを行う。

3. 1 申請内容に係る調査

① 実施時期

2. により申請が行われたとき、2. により承認をした課程等の申請内容に変更があつたとき、訓練実績が著しく減少したとき、実地試験の合格率が著しく不良なとき等、首席航空従事者試験官が必要と認めたとき。

② 調査期間

当該課程等の訓練期間のうち首席航空従事者試験官が必要と認める期間。

③ 調査方法

航空従事者試験官等に当該課程等を受講又はオブザーブさせること等により行う。

4. その他

4. 1 受験者は、定期運送用操縦士又は准定期運送用操縦士の技能証明若しくは事業用操縦士の技能証明及び計器飛行証明を有する者であって、SIM化の承認がされた課程等を修了した者であること。ただし、准定期運送用操縦士の技能証明の課程等については、SIM化の承認がされた課程等を修了した者であることとする。
4. 2 実地試験の実施方法は、操縦士実地試験実施基準（平成10年空乗第2038号）及び操縦士実施試験実施細則（平成10年空乗第2039号）によるものとする。

附 則（平成21年5月29日 国空乗第83号）

1. 本通達は、平成21年5月29日から施行する。
2. 「模擬飛行装置のみにより行うことのできる航空従事者技能証明実地試験について」（平成15年空乗第230号）及び「航空従事者技能証明等の実地試験を模擬飛行装置のみにより行うための細則について」（平成15年空乗第231号）（以下「旧通達」という。）は、廃止する。
3. 本通達の施行の際現に旧通達によりSIM化の承認がされている課程については、本通達によりSIM化の承認がされた課程とみなす。

附 則（平成23年10月3日 国空航第252号）

1. 本通達は、平成23年10月3日から施行する。
2. 本通達の施行の際現に改正前の本通達によりSIM化の承認がされている課程については、改正後の本通達によりSIM化の承認がされた課程とみなす。

附 則（平成24年 5月14日 国空航第122号）

1. 本通達は、平成24年 5月14日から施行する。
2. 本通達の施行の際現に改正前の本通達によりSIM化の承認がされている課程については、改正後の本通達によりSIM化の承認がされた課程とみなす。

附 則（平成24年 9月3日 国空航第432号）

1. 本通達は、平成24年 9月3日から施行する。
2. 本通達の施行の際現に改正前の本通達によりSIM化の承認がされている課程等については、改正後の本通達によりSIM化の承認がされた課程等とみなす。